

議第43号 和解することについて 別紙

仮和解書

香芝市（以下「甲」という。）、AMカンパニー株式会社（以下「乙」という。）及び■■■■■（以下「丙」という。）は、下記のとおり合意する。

記

第1条 乙は甲に対し、大阪高等裁判所令和4年（ネ）第1608号不当利得返還請求控訴事件にかかる不当利得返還金として、金3169万4153円及び令和2年9月26日から支払済みに至るまで年3%の割合による金員の支払義務があることを認める。

第2条 甲と乙は、前条の金員について、乙が甲に対し、以下のとおり一部弁済したこと、当該金員の充当方法は民法489条1項所定の法定充当とすること、及び、本日現在の残元金が別紙計算書記載のとおりであることを相互に確認する。

- ①令和5年3月31日限り200万円
- ②令和5年4月30日限り200万円
- ③令和5年5月31日限り200万円
- ④令和5年6月30日限り200万円
- ⑤令和5年7月31日限り200万円

第3条 乙は甲に対し、第1条の金員から前条の既払金を控除した残金について、以下のとおり甲指定口座宛に振り込む方法により分割弁済をする。但し、振込手数料は乙の負担とする。

令和5年8月から令和6年7月まで 毎月末日限り 金200万円宛
令和6年8月31日限り 金78万6077円

第4条 丙は甲に対し、この和解書に定める乙の甲に対する債務（元金及び利息）に関し、乙と連帯して保証をする。

2 前項にかかる連帯保証債務の極度額は、金2300万円とする。

第5条 丙は甲に対し、この和解にかかる甲の議会の議決承認後速やかに、こ

の和解書に定める乙の債務を担保するため、別紙物件目録記載の各不動産に順位1位の抵当権を設定する。但し、抵当権設定にかかる登記費用は、乙の負担とする。

第6条 丙は甲及び乙に対し、別紙物件目録記載の各不動産の所有権が丙単独であること、同不動産を第三者に譲渡しないこと、また、同不動産を他の債務の担保としないこと、その他同不動産の担保価値を損ねる行為をしないことを表明保証する。

第7条 乙が第3条記載の分割弁済を怠り、その額が200万円を超えたときは、乙は当然に期限の利益を喪失し、甲に対し第1条記載の金員から既払金を控除した残金について直ちに一括して支払う。

第8条 乙は甲に対し、この和解書の前提となる乙の収支状況及び資産状況に変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

第9条 甲乙丙は、最高裁判所令和5年（オ）第808号上告申立事件及び同（受）第1002号上告受理申立事件（原審：大阪高等裁判所令和4年（ネ）第1608号）において判決が確定し、乙が甲に支払うべき金額が第1条記載の金額と異なった場合には、その金額を当該確定判決に基づいた金額に変更することに予め同意する。なお、変更後の額が当該判決確定日までの間に乙が甲に支払った既払金総額を下回る場合は、甲は乙に対し速やかにその差額を返金するものとする。但し、同差額には利息は付さない。

2 甲乙丙は、この仮和解書の合意が、前項の事件における当事者の訴訟追行に影響を及ぼすものではないことを確認する。

第10条 この仮和解書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により甲の議会の議決があったときに、この内容をもって本和解書とする。

第11条 甲乙丙は、この和解に関する甲の議会の議決を得た後、令和5年9月29日（金）までに、この和解書にて合意した事項について、梅田公証役場にて強制執行認諾文言付の公正証書契約にて締結する。但し、公正証書契約にかかる費用は乙の負担とする。

上記合意成立を証するため本書3通を作成し甲乙記名押印、丙署名捺印の上、
原本1通を保有する。

令和5年8月30日

【甲】

住所 奈良県香芝市本町1397番地

香芝市

香芝市長 福岡 憲 宏 (印)

【乙】

住所 奈良県香芝市五位堂四丁目371番地2

AMカンパニー株式会社

代表取締役 上村 喜勇 (印)

【丙】

住所 奈良県香芝市上中 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] (印)

物 件 目 録

1 (建物)

所 在 奈良県香芝市上中 [REDACTED]
家屋番号 [REDACTED]
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建
床 面 積 1階 [REDACTED] m²
2階 [REDACTED] m²

2 (土地)

所 在 奈良県香芝市上中
地 番 [REDACTED]
地 目 宅地
地 積 [REDACTED] m²

3 (土地)

所 在 奈良県香芝市今泉
地 番 [REDACTED]
地 目 宅地
地 積 [REDACTED] m²

以上

計算書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
1	R2. 9. 26	31,694,153		0.03				31,694,153
2	R5. 3. 31		2,000,000	0.03	917	2,388,783	388,783	31,694,153
3	R5. 4. 30		2,000,000	0.03	30	78,149	0	30,161,085
4	R5. 5. 31		2,000,000	0.03	31	76,848	0	28,237,933
5	R5. 6. 30		2,000,000	0.03	30	69,627	0	26,307,560
6	R5. 7. 31		2,000,000	0.03	31	67,030	0	24,374,590
7	R5. 8. 31		2,000,000	0.03	31	62,105	0	22,436,695
8	R5. 9. 30		2,000,000	0.03	30	55,323	0	20,492,018
9	R5. 10. 31		2,000,000	0.03	31	52,212	0	18,544,230
10	R5. 11. 30		2,000,000	0.03	30	45,725	0	16,589,955
11	R5. 12. 31		2,000,000	0.03	31	42,270	0	14,632,225
12	R6. 1. 31		2,000,000	0.03	31	37,180	0	12,669,405
13	R6. 2. 29		2,000,000	0.03	29	30,115	0	10,699,520
14	R6. 3. 31		2,000,000	0.03	31	27,187	0	8,726,707
15	R6. 4. 30		2,000,000	0.03	30	21,459	0	6,748,166
16	R6. 5. 31		2,000,000	0.03	31	17,146	0	4,765,312
17	R6. 6. 30		2,000,000	0.03	30	11,717	0	2,777,029
18	R6. 7. 31		2,000,000	0.03	31	7,056	0	784,085
19	R6. 8. 31		786,077	0.03	31	1,992	0	0